

多賀城市経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況の悪化している事業者に対し、経営基盤の強化を図ることでその事業継続を支援し、市民生活への影響を回避するため、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)の経営環境変化対応資金を利用する場合に予算の範囲内で給付金を交付するものとし、その交付に関しては、多賀城市補助金等交付規則(昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営環境変化対応資金 公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況が悪化した中小企業等を対象に、経営基盤の強化を図るために行う融資をいう。

(2) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、次号に規定するみなし大企業に該当しないものをいう。

(3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が

所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(4) 給付事業者 第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた中小企業者等をいう。

(5) 給付対象融資 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実行された経営環境変化対応資金をいう。

(給付金の交付対象者)

第3条 この給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

(1) 法人にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有し、個人にあつては市内において事業を営んでいること。

(2) 給付対象融資を受けた者であること。

(3) 給付対象融資の実行時、交付申請時及び交付決定時において、市内で事業を継続していること。

(4) 納税義務のある多賀城市税を滞納していないこと。

(5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団(多賀城市暴力団排除条例(平成24年多賀城市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、給付対象融資に係る償還約定表により算出した最長5年間分の利子相当額とし、別表第1に定める額を上限とする。この場合に

において、当該額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、令和9年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 給付対象融資の融資実行が確認できる書類
- (2) 給付対象融資に係る利子が確認できる書類
- (3) 法人にあつては登記事項証明書(申請日から3か月以内に発行されたもの)、個人にあつては印鑑証明書の写し(申請日から3か月以内に発行されたもの)及び事業所の場所が確認できる書類
- (4) 多賀城市税に滞納がないことを証明する書類

(交付の決定及び給付金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、給付金を交付すべきものと認めたときは、給付金の交付の決定及び給付金の額を確定するものとし、経営環境変化対応資金連動型給付金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、令和9年3月31日までに経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請取下書(様式第3号)により行うものとする。

(給付金の交付)

第8条 給付事業者は、第6条の規定による給付金の額の確定の通知を受け

たときは、経営環境変化対応資金連動型給付金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けたときは給付金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

（4）その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（給付金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

（立入検査等）

第11条 市長は、申請者の申請が給付要件を満たさないことが疑われる場合等、必要があると認めるときは、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、給付事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第12条 給付事業者は、当該給付金の申請及び受領に関する書類を給付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月2日から施行する。

(別表第1)

貸付額	給付金額上限
500万円以内	20万円
500万円超1,000万円以内	30万円
1,000万円超1,500万円以内	40万円
1,500万円超	50万円